

安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○ 安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分。破線部分は修正部分）

修正案	修正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号までに掲げる事項並びに同項第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事項のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（資料提供等）</p> <p>第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる事項については、会議に諮らなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（資料提供等）</p> <p>第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。</p>	<p>（内閣総理大臣の諮問等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項に定める場合のほか、会議は、国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に 関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総 理大臣に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

3 内閣官房長官は、前二項の規定により行われる資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力の状況について整理し、議長に報告するものとする。

(関係者の出席)

第八条 内閣官房副長官は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。

2 (略)

(議事)

2 会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めることができる。

(新設)

(関係者の出席)

第八条 内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官(内閣法第二十一条第二項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。)は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。

2 (略)

(議事)

(関係者の出席)

第七条 (新設)

(略)

(議事)

<p>第十一条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、会議の議事に関する必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。</p> <p>（事務）</p> <p>第十二条 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p>	<p>第十一条 （新設）</p> <p>会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。</p> <p>（事務）</p> <p>第十二条 会議の事務は、国家安全保障局において処理する。</p>	<p>第九条 （略）</p> <p>（事務）</p> <p>第十条 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

○ 内閣法（昭和二十二年法律第五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分。破線部分は修正部分）

修正案	改正案	現行
<p>第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官四人を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 内閣総理大臣は、内閣官房副長官の中から、我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）及び危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下同じ。）に関する事務をつかさどる者（以下「国家安全保障危機管理担当内閣官房副長官」という。）を指定するものとする。</p> <p>第十五条 内閣官房に、内閣安全保障危機管理監一人を置く。</p> <p>2 内閣安全保障危機管理監は、内閣官房長官</p>	<p>第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官二人を置く。</p> <p>2・3 (略) (新設)</p> <p>第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣</p>	<p>第十四条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣</p>

<p>及び国家安全保障危機管理担当内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの並びに危機管理に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を掌理する。</p> <p>3 内閣安全保障危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。</p> <p>4 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、内閣安全保障危機管理監の服務について準用する。</p> <p>5 内閣安全保障危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。</p>	<p>官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。第十七条第二項第一号において同じ。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p> <p>3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。</p> <p>4 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の服務について準用する。</p> <p>5 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。</p>	<p>官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(削る)

第十七条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基
本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの及び内閣広報官の所掌に属するものを除く。）

二 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

(新設)

第十七条 (略)

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣安全保障危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3 (略)

第十八条 (略)

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3 (略)

4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長一人を置く。

7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

第十七条 (略)

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、命を受けて内閣官房の事務(第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。)を掌理する。

3 (略)

<p>第十八条 (略)</p> <p>2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣安全保障危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関するものを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣安全保障危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十條 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。</p>
<p>第十九条 (略)</p> <p>2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務について必要な広報に関するものを処理するほか、同項第二号から第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第二十條 (略)</p> <p>2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十一條 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置く。</p>
<p>第十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第二十條 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置くことができる。</p>

<p>第二十四条 (略)</p>	<p>第二十一条及び第二十二条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第二十五条 (略)</p>	<p>第二十四条及び第二十三条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
<p>第二十四条 (略)</p>	<p>第二十一条及び第二十二条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>

○ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（題名及び附則関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	修正案
<p>安全保障会議設置法及び内閣法の一部を改正する法律 附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>（国家公務員法等の一部改正）</p> <p>2 次に掲げる法律の規定中「内閣危機管理監」を「内閣安全保障危機管理監」に改める。</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第五号の二</p> <p>二 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第七号及び別表第一官職名の欄</p> <p>三 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の五第四項第一号</p> <p>四 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の三第六項第二号</p> <p>五 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第十</p>	<p>安全保障会議設置法等の一部を改正する法律 附則 （施行期日）</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>（安全保障会議設置法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 この法律の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の前日までの間における第一条の規定による改正後の国家安全保障会議設置法第八条第一項及び第十二条の規定の適用については、同項中「内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官（内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）」とあるのは「内閣官房副長官」とし、同条中「会議の」とあるのは「会議に関する」と、「国家安全保障局において処理する」とあるのは「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」とする。</p>

一条第六項第二号

六 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十
七条第七項第二号

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（第二条及び附則第二項第一号関係）

（傍線部分は改正部分。破線部分は修正部分）

修正案	改正案	現行
<p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>五の二 <u>内閣安全保障危機管理監</u>及び内閣情報通信政策監</p> <p><u>（削る）</u></p> <p>五の三（略）</p> <p>六～十七（略）</p> <p>④～⑦（略）</p>	<p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③（略）</p> <p>一～五（略）</p> <p>五の二 <u>内閣危機管理監</u>及び内閣情報通信政策監</p> <p>五の三 <u>国家安全保障局長</u></p> <p>五の四（略）</p> <p>六～十七（略）</p> <p>④～⑦（略）</p>	<p>（一般職及び特別職）</p> <p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>五の二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官</p> <p>六～十七（略）</p> <p>④～⑦（略）</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（第四条及び附則第二項第二号関係）

（傍線部分は改正部分。破線部分は修正部分）

修正案		改正案		現行																									
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 内閣安全保障危機管理監及び内閣情報通信政策監</p> <p>八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官</p> <p>九～七十五（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>官職名</td> <td>俸給月額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>検査官（会計検査院長を除く。）</td> <td>一、二二三、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>人事官（人事院総裁）</td> <td></td> </tr> </table>		官職名	俸給月額	(略)	(略)	検査官（会計検査院長を除く。）	一、二二三、〇〇〇円	人事官（人事院総裁）		<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監</p> <p>七の二 国家安全保障局長</p> <p>八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官</p> <p>九～七十五（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>官職名</td> <td>俸給月額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>検査官（会計検査院長を除く。）</td> <td>一、二二三、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>人事官（人事院総裁）</td> <td></td> </tr> </table>		官職名	俸給月額	(略)	(略)	検査官（会計検査院長を除く。）	一、二二三、〇〇〇円	人事官（人事院総裁）		<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監</p> <p>八 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官</p> <p>九～七十五（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>官職名</td> <td>俸給月額</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>検査官（会計検査院長を除く。）</td> <td>一、二二三、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>人事官（人事院総裁）</td> <td></td> </tr> </table>		官職名	俸給月額	(略)	(略)	検査官（会計検査院長を除く。）	一、二二三、〇〇〇円	人事官（人事院総裁）	
官職名	俸給月額																												
(略)	(略)																												
検査官（会計検査院長を除く。）	一、二二三、〇〇〇円																												
人事官（人事院総裁）																													
官職名	俸給月額																												
(略)	(略)																												
検査官（会計検査院長を除く。）	一、二二三、〇〇〇円																												
人事官（人事院総裁）																													
官職名	俸給月額																												
(略)	(略)																												
検査官（会計検査院長を除く。）	一、二二三、〇〇〇円																												
人事官（人事院総裁）																													

(略)	<p>を除く。)</p> <p>内閣安全保障危機 管理監及び内閣情 報通信政策監</p> <p>(削る)</p> <p>大臣政務官 公害等調整委員会 委員長 運輸安全委員会委 員長 侍従長</p>
(略)	
(略)	<p>を除く。)</p> <p>内閣危機管理監及 び内閣情報通信政 策監</p> <p>国家安全保障局長</p> <p>大臣政務官 公害等調整委員会 委員長 運輸安全委員会委 員長 侍従長</p>
(略)	
(略)	<p>を除く。)</p> <p>内閣危機管理監及 び内閣情報通信政 策監</p> <p>(新設)</p> <p>大臣政務官 公害等調整委員会 委員長 運輸安全委員会委 員長 侍従長</p>
(略)	

○ 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）（附則第二項第三号関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	現行
<p>(組織) 第三条の五 (略) 2・3 (略) 4 (略) 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣安全保障危機管理監 二 (略)</p>	<p>(組織) 第三条の五 (略) 2・3 (略) 4 (略) 一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監 二 (略)</p>

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（附則第二項第四号関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	現行
<p>（緊急災害対策本部の組織） 第二十八条の三（略） 2～5（略） 6（略） 一 二 内閣安全保障危機管理監 三 7～12（略）</p>	<p>（緊急災害対策本部の組織） 第二十八条の三（略） 2～5（略） 6（略） 一（略） 二 内閣危機管理監 三（略） 7～12（略）</p>

○ 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（附則第二項第五号関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	現行
<p>（警戒本部の組織）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 内閣安全保障危機管理監</p> <p>三（略）</p> <p>7（略）</p>	<p>（警戒本部の組織）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 内閣危機管理監</p> <p>三（略）</p> <p>7（略）</p>

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（附則第二項第六号関係）

（傍線部分は修正部分）

修正案	現行
<p>（組織） 第十七条（略） 2～6（略） 7（略） 一（略） 二 内閣安全保障危機管理監 三（略） 8～14（略）</p>	<p>（組織） 第十七条（略） 2～6（略） 7（略） 一（略） 二 内閣危機管理監 三（略） 8～14（略）</p>